

特定教育・保育施設の新規開設に伴う利用定員の設定について

令和元年12月25日開催の「幼保連携型認定こども園等認可審査部会」を経て、事業者として決定を受けた民間法人の特定教育・保育施設新規開設に伴う、新たな利用定員の設定について、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき意見を聴取するものです。施設概要は、下記のとおりです。

記

1. 施設概要

名 称	(仮称) くみのきこども園
住 所	堺市西区津久野町2丁36番9号
施設種別	幼保連携型認定こども園
設置法人	社会福祉法人 ラポール会
法人住所	大阪狭山市東菜菔木4丁目1977番
開園予定	令和3年8月1日
利用定員	合計120人(1号:15人 2号:63人 3号:42人)

【参考】

○子ども・子育て支援法(一部抜粋)

第三十一条

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

※令和3年4月当初の利用定員について、令和2年度第2回会議(書面開催)の資料によりご意見聴取させていただいたところですが、今回は追加分についてご確認いただくものです。

以上